

農業経営基盤強化（高温対策等）事業補助金の配分基準について

7農産第174号
令和7年3月6日
農産課長通知

農業経営基盤強化（高温対策等）事業補助金の配分基準について、以下のとおり定める。

第1 農業経営基盤強化（高温対策等）事業のうち高温対策等支援事業（園芸）

1 申請補助金額の合計が予算額を下回る場合

すべての補助対象事業者に対し、申請補助金額を交付する。

2 申請補助金額の合計が予算額を上回る場合

（以下「令和6年度高温対策支援事業補助金」を交付されていない補助対象事業者をA、同補助金を交付された補助対象事業者をBとする。）

Bの補助率がAの補助率の2分の1となるよう予算額を按分し、A及びBに対し、申請補助金額を減額して交付する。

ただし、按分後のAの補助率が農業経営基盤強化（高温対策等）事業実施要領別表1に定める補助率を上回る場合は、Aに対して申請補助金額を交付し、Bに対して予算額からAに交付する補助金額の合計を差し引いた額を按分し、申請補助金額を減額して交付する。

第2 農業経営基盤強化（高温対策等）事業のうち高温対策等支援事業（水稻）

1 申請補助金額の合計が予算額を下回る場合

すべての補助対象事業者に対し、申請補助金額を交付する。

2 申請補助金額の合計が予算額を上回る場合

予算額を按分し、すべての補助対象事業者に対し、申請補助金額を減額して交付する。